

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ お取引に際し、お客様のご利用口座またはお取引窓口によって申込手数料等や注文の締切日等の取扱いが異なる場合がございます。詳しくはお取引窓口までお問い合わせください。

当ファンドの販売会社の概要

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号

本店所在地 〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

加入協会 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

資本金 60億円（平成22年3月31日現在）

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成20年10月8日

連絡先 お取引のある本支店

カスタマーサポートセンター 0120-746-104

トヨタFSダイヤル(トヨタFS口座専用) 0800-500-4300

〔※上記フリーコールがご利用いただけない場合〕
TEL058-267-1511（通話料有料）

追加型投信 / 海外 / 株式

BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド

愛称:ブラジルの奇跡



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式(一般)	年2回	中南米	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会ホームページをご覧ください。 <http://www.toushin.or.jp/>

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

本書には、信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年3月15日に関東財務局長に提出しており、平成23年3月16日にその届出の効力が発生しております。

委託会社:ファンドの運用の指図を行う者

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局(金商)第406号
 設立年月日:平成10年11月6日
 資本金の額:7億9,500万円(平成23年2月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:234,682百万円
 (平成23年1月末現在)

委託会社の照会先

電話番号(代表) **03-5288-6431**
 (営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

受託会社:ファンドの財産の保管及び管理を行う者

住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主としてブラジル企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、ブラジル株式に投資を行い信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。

ブラジルについて

ラテンアメリカで1番の経済大国

良好な経済ファンダメンタルズ

豊富な天然資源

安価で豊富な労働力

安定的な政治

により、近年目覚ましい経済成長を遂げ、経済的にも政治的にも存在感が高まっています。

2016年のオリンピック開催などにより更なる経済成長が期待されています。

基本情報



国名：ブラジル連邦共和国
面積：851.2万km²（世界5位、日本の22.5倍）
人口：1億9,148万人（世界5位、2009年国連統計）
首都：ブラジリア
通貨：ブラジルレアル（以下「レアル」とします。）
（2010年12月末、1レアル = 48.55円）

主要言語：ポルトガル語

出所：日本貿易振興機構（JETRO）、国際通貨基金（IMF）等のデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成



2 主として、ブラジルのインフラ・消費に関連する企業の株式の中から銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。

3 当ファンドの運用の指図に関する権限は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるBNYメロンARXインベストメントスLTDAに委託します。

BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。

BNYメロンARXインベストメントスLTDA

BNYメロンARXインベストメントスLTDAは、1998年、世界有数の運用会社グループであるBNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッドの一員として設立されました。現地市場に精通したメンバーがブラジル資産運用に特化した運用サービスを提供しており、株式、債券、マルチストラテジーからヘッジファンドまで幅広い運用戦略（ブラジル株式の運用は1999年から）を行っております。

本社：ブラジル リオデジャネイロ

設立：1998年

総運用資産：71億米ドル（約5,786億円）

2010年（平成22年）12月末現在。1米ドル = 81.49円で換算。

BNYメロンARXインベストメントスLTDAの投資哲学と運用プロセス

投資哲学の3原則

1 キャッシュ・フローを重視

2 リサーチ主導

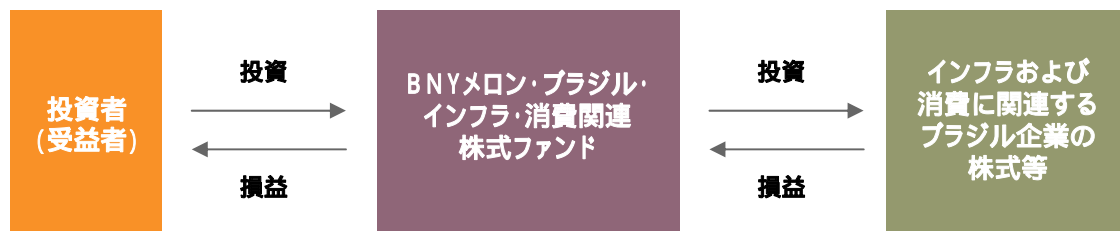
3 リスク管理

運用プロセス



4 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

ファンドの仕組み



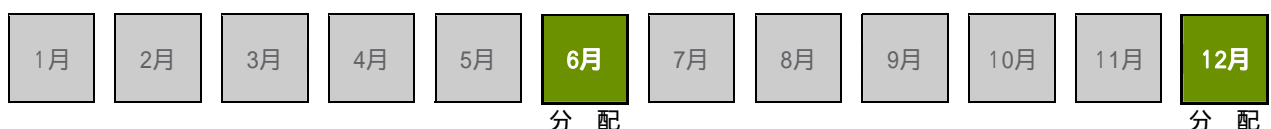
主な投資制限

株式等	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式等	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
デリバティブの利用	信託約款の規定の範囲で行います。

収益分配方針

原則として、毎年6月と12月の各15日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲で分配を行います。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定しますが、分配対象額が少額の場合には収益分配を行わないことがあります。



上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配を保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、主としてブラジル企業の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、**元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。**当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

価格変動リスク	株式(先物取引を含みます。)の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
株式の発行企業の信用リスク	当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生ずるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることもあります。
流動性リスク	流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も高い傾向があります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。
カントリー・リスク	新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があり、一方的に税制が変更されることもあります。 以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

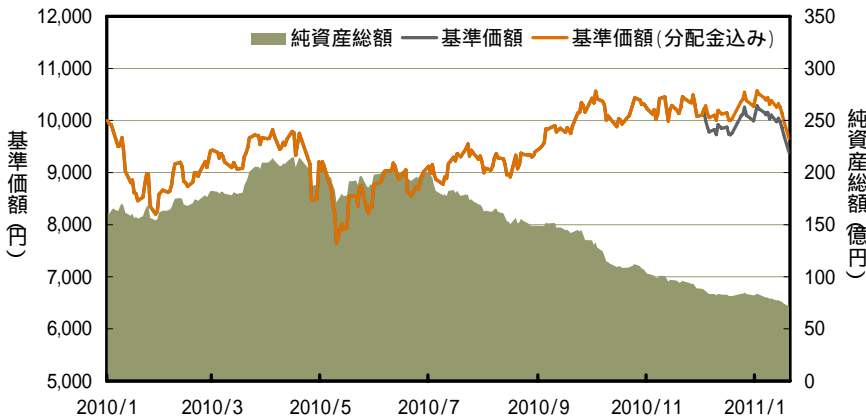
リスクの管理体制

ファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行います。

コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令順守・リスク管理として必要な内部管理体制の強化を確保します。

基準価額・純資産総額の推移 (設定日(2010年1月12日)～2011年1月31日)



2011年1月31日現在	
基準価額	9,390円
純資産総額	71億円

分配の推移

2010年 6月	0円
2010年12月	280円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	280円

(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり信託報酬控除後です。
 (注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

(注) 1万口当たり、税引き前

主な資産の状況

組入上位10銘柄

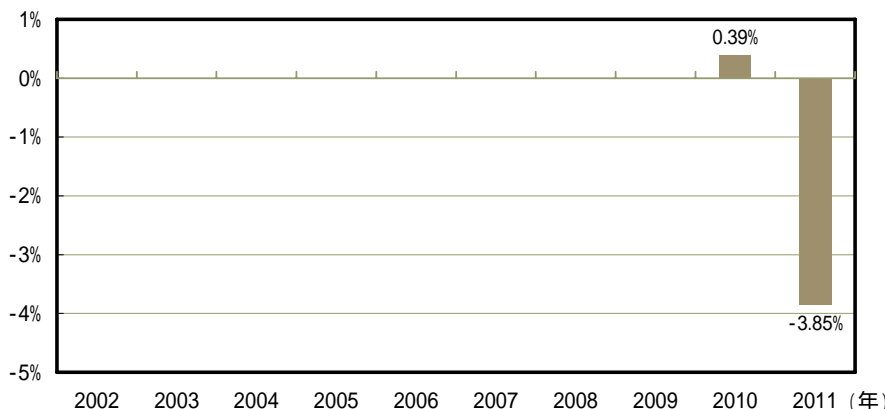
	銘柄名	国/地域	種類	業種	投資比率(%)
1	CIA DE CONCESSOES RODOVIARIA	ブラジル	株式	運輸	5.52
2	OBRASCON HUARTE LAIN BRASIL	ブラジル	株式	運輸	5.20
3	GERDAU SA-PREF	ブラジル	株式	素材	4.66
4	IOCHPE-MAXION SA	ブラジル	株式	資本財	3.82
5	SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	ブラジル	株式	運輸	3.78
6	CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	ブラジル	株式	公益事業	3.54
7	VALE SA-PREF A	ブラジル	株式	素材	3.50
8	ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	ブラジル	株式	エネルギー	3.44
9	MARCOPOLO SA-PREF	ブラジル	株式	資本財	3.37
10	DURATEX SA	ブラジル	株式	素材	3.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別および業種別組入比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	運輸	20.92
	素材	19.22
	公益事業	13.81
	資本財	11.15
	食品・飲料・タバコ	8.44
	耐久消費財・アパレル	7.35
	その他	14.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.69
合計		100.00

年間収益率の推移 (暦年ベース)



(注1) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 2010年は設定日(1月12日)から年末までの収益率です。
 2011年は1月末までの収益率です。

(注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
 ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休業日
申込締切時間	営業日の午後3時まで販売会社が受けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	平成23年3月16日～平成24年3月15日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	無期限(当初信託設定日:平成22年1月12日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 法人の受益者の場合、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用										
投資家が直接的に負担する費用										
購入時手数料	3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。 自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。									
信託財産留保額	ありません。									
投資家が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年1.9635% (税抜 年1.87%) の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用 (信託報酬) の配分は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>年1.9635% (税抜1.87%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年0.945% (税抜0.90%)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年0.945% (税抜0.90%)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年0.0735% (税抜0.07%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当ファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬 委託会社の受取る報酬には、当ファンドにおいて運用の指図権限を委託しているBNYメロンARXインベスティメントスLTDAへの投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産の時価総額に、年10,000分の63の率を乗じて得た額とします。</p>		合計	年1.9635% (税抜1.87%)	(委託会社)	年0.945% (税抜0.90%)	(販売会社)	年0.945% (税抜0.90%)	(受託会社)	年0.0735% (税抜0.07%)
合計	年1.9635% (税抜1.87%)									
(委託会社)	年0.945% (税抜0.90%)									
(販売会社)	年0.945% (税抜0.90%)									
(受託会社)	年0.0735% (税抜0.07%)									
その他費用・手数料	<p>監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限等を表示することができません。</p>									
税金										
<p>・税金は表に記載の時期に適用されます。 ・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。</p>										
時期	項目	税金								
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%								
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%								
<p>上記は、平成23年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 法人の場合は、上記とは異なります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。</p>										



BNY MELLON
ASSET MANAGEMENT